



平成 30 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名	株式会社ファステップス
代表者名	代表取締役社長 高橋 秀行 (コード番号 2338 東証第二部)
問合せ先	取締役管理部長 村山 雅経
T E L	03-5360-8998 (代表)

子会社によるシンガポールにおける仮想通貨取引所開設に向けた 検討の開始及びグループ組織再編に関するお知らせ

当社の子会社である FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD. (以下「ファステップスシンガポール」という。) は、平成 30 年 7 月 30 日、シンガポールにおける仮想通貨取引所の開設に向けた検討を開始することを決定いたしました。また、これに関連し、当社は、本日開催の取締役会で、当社の子会社である BIT ONE HONG KONG LIMITED (以下「ビットワン香港」といいます。) の全株式を、ファステップスシンガポールに対して譲渡すること (以下「本件組織再編」といいます。) を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 子会社によるシンガポールにおける仮想通貨取引所開設に向けた検討の開始について

(1) シンガポールにおける仮想通貨取引所開設に向けた検討を開始する理由

ファステップスシンガポールは、平成 30 年 7 月 30 日の取締役会でシンガポールにおける仮想通貨取引所の開設に向けた検討を開始することを決議いたしました。当社グループは、「仮想通貨取引所のグローバル展開」の一環として、香港に続き、シンガポールにおける仮想通貨取引所の開設の検討を開始し、今後、シンガポールにおいて利用する仮想通貨取引所システムの概要の決定、開設までの具体的なスケジュールの立案及び事業計画の具体化等を行ってまいります。シンガポールの仮想通貨取引所の開設・運営に関しては、平成 30 年 2 月に設立した当社子会社であるファステップスシンガポールが行います。尚、シンガポールにおける仮想通貨取引所の開設予定時期は、当社グループが香港において仮想通貨取引所を開設した際の仮想通貨取引所システム導入の準備の工程や過程 (システムの構築やセキュリティの拡充及びブロックチェーンへの繋ぎこみ等) を踏まえ、平成 30 年末の開設を目指して、今後、開設に向けた具体的なスケジュールを検討いたします。

尚、シンガポールに仮想通貨取引所を開設することに関して、当社が委託した現地リーガルアドバイザーによる確認によれば、現状、シンガポールの法制度上、許認可の取得は必要ございません。尚、シンガポール現地当局に対する確認は、未了ですが、今後、現地当局に対する確認を行う予定です。また、仮想通貨取扱いの全面禁止など、各国の昨今の仮想通貨取引所に対する法制度の不安定性等を勘案すれば、仮想通貨取引所のシンガポールでの開設により、複数の国に跨って仮想通貨取引所を運営することが出来れば、突如として、各国の法制度の急な変更等により仮想通貨取引所の運営が困難になるなどのいわゆるカントリーリスクの低減に繋がることに加え、当社グループの「仮想通貨取引所のグローバル展開」を明確化するものです。加えて、シンガポールでの仮想通貨取引所の開設にあたっては、当社グループが香港で利用している仮想通貨取引所システムを流用することが可能であると見込んでおり、その可否については今後確認を行います。

以上のような理由から香港に続いて仮想通貨取引所をシンガポールに開設することとしたものです。

(2) 仮想通貨取引所を運営する会社の概要

①名称	FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.	
②所在地	1 AMBER GARDENS #04-03 ONE AMBER SINGAPORE 439957	
③事業内容	フィンテック事業	
④代表者の役職・氏名	Director 木村淳一	
⑤設立年月日	2018年2月21日	
⑥直前事業年度の純資産及び総資産	設立第1期目のため直前事業年度はございません。	
⑦資本金	1 シンガポールドル	
⑧大株主及び持分比率	当社 100%	
⑨上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の株式を 100%保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社との間で業務受託契約を締結予定です。
	関連当事者への 該当状況	当社の子会社です。

(3) 今後の見通し

仮想通貨取引所を開設する場合に平成31年2月期の連結業績に与える影響は、現在精査中であり、開設の決定及び具体的な影響が判明した時点でお知らせいたします。

2. 本件組織再編について

(1) 異動の理由

当社は、平成30年4月25日付「商号変更及び定款の一部変更並びにグループ組織再編に関するお知らせ」においても開示したとおり、日本国内だけではなく、グローバルに海外拠点においても日本国内と同様の重要性を持ってフィンテック事業を展開していくことを対外的に明確に打ち出すことを目的として、全ての関係子会社の持分を当社が直接保有しておりました。しかし、この度シンガポールに仮想通貨取引所を開設するという方針決定に当たり、フィンテック事業のうち、海外における仮想通貨取引所の運営事業に関しては、税制等の優位性より、ファステップスシンガポールを中心とした組織編成とすることを目的として、当社が保有していたビットワン香港の全株式を、ファステップスシンガポールに譲渡することとしたものです。

(2) 異動する孫会社の概要

①名称	BIT ONE HONG KONG LIMITED	
②所在地	FLAT A 25/F BLK 3 GOLDEN DRAGON IND CTR 182-190 TAI LIN PAI RD KWAI FONG KLN HONG KONG	
③事業内容	仮想通貨取引所の運営	
④代表者の役職・氏名	Director 木村 淳一	
⑤設立年月日	2018年1月22日	
⑥直前事業年度の純資産及び総資産	設立1期目のため直前事業年度はございません。	
⑦資本金	4,000,000HK\$	
⑧大株主及び持分比率	当社 75%	

⑨上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の株式を75%保有しております。
	人的関係	当社の従業員3名が当該会社の取締役を兼務しております。
	取引関係	当社との間で仮想通貨取引所システムの開発契約及び運営契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当社の子会社です。

(3) 株式譲渡の相手先の概要

ファステップスシンガポール。詳細については、上記1.(2)をご参照ください。

(4) 日程

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成30年7月30日 |
| ② 契約締結日 | 平成30年8月末日(予定) |
| ③ 株式譲渡実行日 | 平成30年8月末日(予定) |

(5) 今後の見通し

本件組織再編は、当社グループ間の異動であるため、平成31年2月期の連結業績に与える影響はありません。

以上